証券コード：8769

企業に未来基準の元気を！

ADVANTAGE Risk Management Group

第21回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時
2019年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所
東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 本館2階「サンライト」

決議事項
議案　剰余金の処分の件

目次

第21回定時株主総会招集ご通知 …… 1頁
株主総会参考書類 …… 5頁
事業報告 …… 6頁
連結計算書類 …… 29頁
計算書類 …… 31頁
監査報告 …… 33頁

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて 当社第21回定時株主総会を2019年６月25日に開催いたしますので、ここに招集のご案内をさせていただきます。

当社は、昨年８月に「中期経営計画2020」を策定いたしました。同計画に基づき、中核事業であるメンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業の事業領域の拡大を推進し、“健康経営・人材開発・両立支援プラットフォームの確立”を目指してまいります。

今後とも皆様方のご期待にお応えすべく、コーポレートメッセージ「企業に未来基準の元気を！」の下、全社一丸となり、「人々が『安心して働ける環境』と企業の『活力ある個と組織』を共に創る」という企業理念の実現に向けて邁進していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。



株式会社アドバンテッジ リスクマネジメント
代表取締役社長 鳥越 慎二

証券コード　8769
2019年６月７日

株 主 各 位

東京都目黒区上目黒二丁目１番１号
株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
代表取締役社長　**鳥越　慎二**

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により、2019年６月24日（月曜日）午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	**2019年６月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）**
2 場　　所	東京都港区白金台一丁目１番１号 **八芳園　本館２階「サンライト」** （裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3 目的事項	**報告事項**　１．第21期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第21期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　議案 剰余金の処分の件
4 議決権の行使についてのご案内	３頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

インターネットによる開示について

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.armg.jp/ir/)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表を含みます。

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

2．当日は、当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

3．株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

4．本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示いたしました。

当社ウェブサイト（http://www.armg.jp/）

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

１．株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください（ご捺印は不要です）。

日 時 **2019年６月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）**

場 所 **東京都港区白金台一丁目１番１号**
八芳園　本館２階「サンライト」
（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

２．郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2019年６月24日（月曜日）午後６時到着分まで**

３．インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（**https://evote.tr.mufg.jp/**）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください（次頁をご参照）。
スマートフォンをご利用の場合、議決権行使書用紙副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取ることにより、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権を行使いただくことができます。ただし、２回目以降の「ログイン用QRコード」による接続では、「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要となります。

行使期限 **2019年６月24日（月曜日）午後６時まで**

インターネットによる議決権行使について

行使期限　2019年６月24日（月曜日）午後６時まで

当社の指定する議決権行使サイト　https://evote.tr.mufg.jp/

❶ 議決権行使サイトへアクセス

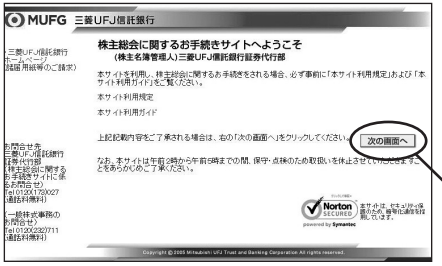

議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックして下さい。

❷ ログインする

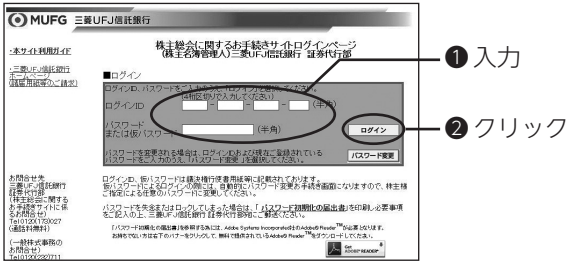

同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックして下さい。

以降は画面の入力案内にしたがって賛否をご入力ください。

※ 午前２時から午前５時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。

※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル **0120-173-027**（9：00~21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと考えており、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

期末配当に関する事項

1．配当財産の種類
　金銭といたします。

2．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は169,340,700円となります。

3．剰余金の配当が効力を生じる日
　2019年６月26日といたしたいと存じます。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景に緩やかな景気回復基調を継続いたしましたが、年明け以降、輸出や生産の一部に若干の減速感が見られ、長期化する米中の貿易摩擦問題や今後の消費税率引き上げによる景気減速懸念等、先行きの不透明感が高まる状況で推移いたしました。

このような経済状況の中、当社は、昨年８月に「中期経営計画2020」（2018年度～2020年度）をスタートさせ、既存事業で培ってきた強みを活かした周辺領域へのビジネス拡大を目指し、新たな商品開発やサービスラインアップの拡充に取り組みました。

当連結会計年度の売上高につきましては、メンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業が伸長いたしました。

一方、費用面につきましては、メンタリティマネジメント事業におけるソリューションビジネス強化のための諸施策実施費用のほか、今後の各事業分野の成長戦略を見据えた要員の先行配置による人件費等、経費負担が増加しましたが、これを増収効果がカバーし、売上高費用比率は低下いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は4,897百万円（前期比9.3％増）、営業利益は928百万円（前期比13.3％増）、経常利益は926百万円（前期比12.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は614百万円（前期比8.9％増）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりです。

（メンタリティマネジメント事業）

当事業におきましては、単にストレスチェック義務化対応商品の提供先拡大にとどまらず、ストレスチェック後の個人のセルフケア支援策や組織診断結果に基づく職場環境改善策等、顧客企業の職場の活性化を図るための各種ソリューション商品の提案営業を推進いたしました。

また、法制化３年目にあたり、企業におけるストレスチェック結果活用ニーズの高まりを受

け、当社の知見とノウハウに基づくソリューション商品の開発を加速いたしました。
中期経営計画の重点課題である健康経営・人材開発支援事業につきましては、メンタルヘルスとフィジカルヘルスの融合を見据えた健診結果管理システムや、ストレスチェック及び健康診断双方のデータ分析結果に基づく健康経営支援サービスの提供を開始するとともに、勤怠データの分析結果に基づく退職・休職防止ソリューションを提供する勤怠分析サービスをリリースいたしました。
当連結会計年度の売上高につきましては、法制化対応商品「アドバンテッジタフネスシリーズ」に加え、ストレスチェック結果活用ニーズに対応した各種ソリューション商品の売上が伸長し、増収となりました。費用面につきましては、サービス提供先及び利用者数増加に伴うオペレーション関連費用が増加したことに加え、中期経営計画を踏まえた新たな商品及びサービス開発体制の強化や、ストレスチェック後のソリューション商品提供に注力した営業活動への積極的な人的資源の投下を実施した結果、経費負担が増加いたしました。
これらの結果、メンタリティマネジメント事業の売上高は3,625百万円（前期比10.7％増）、営業利益は994百万円（前期比14.1％増）となりました。

（就業障がい者支援事業）
当事業におきましては、保険分野で有力企業との取引関係を有するマーケットホルダーや地方等の有力な保険代理店との連携強化を通じた効果的かつ効率的なＧＬＴＤ（Group Long Term Disability：団体長期障害所得補償保険）の新規顧客開拓に注力いたしました。また、飛躍的に増加した当社のメンタルヘルスケアサービス導入企業へのＧＬＴＤ販売体制の強化を行いました。一方、既存契約先へのアプローチといたしましては、顧客企業の人事部門等との協力関係の強化を図りつつ、任意加入者増加のための諸施策を実施するとともに、グループ企業へのＧＬＴＤ制度導入の提案を推進いたしました。
当連結会計年度の売上高につきましては、新規契約獲得が売上伸長に寄与いたしました。費用面につきましては、営業機能を強化し、販売体制とオペレーション体制の人員配置の見直しをした結果、人件費及び関連諸費用が増加いたしました。
これらの結果、就業障がい者支援事業の売上高は930百万円（前期比9.7％増）、営業利益は380百万円（前期比0.3％増）となりました。

（リスクファイナンシング事業）

主に企業等に勤務する個人を対象として保険商品を販売している当事業におきましては、当連結会計年度の売上高は前期比で若干の減収となりました。費用面につきましては、効率的なオペレーション業務体制の維持によりコスト抑制に努めました。

これらの結果、リスクファイナンシング事業の売上高は340百万円（前期比4.9%減）、営業利益は281百万円（前期比4.9%減）となりました。

セグメント毎の売上高につきましては、次のとおりであります。

事業の名称	前連結会計年度	当連結会計年度	前期比
メンタリティマネジメント事業	3,275百万円	3,625百万円	10.7%
就業障がい者支援事業	848百万円	930百万円	9.7%
リスクファイナンシング事業	358百万円	340百万円	△4.9%
合計	4,482百万円	4,897百万円	9.3%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は200百万円で、その主なものは、ソフトウエアを中心としたメンタリティマネジメント事業への投資です。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 18 期 (2016年３月期)	第 19 期 (2017年３月期)	第 20 期 (2018年３月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2019年３月期)
売　上　高（百万円）	2,857	3,964	4,482	4,897
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	164	424	564	614
１株当たり当期純利益　（円）	9.62	24.83	33.02	36.15
総　資　産　額（百万円）	2,980	4,157	4,648	5,014
純　資　産　額（百万円）	1,756	2,158	2,675	2,890
１株当たり純資産額　（円）	100.83	123.16	152.34	166.76

（注）当社は2017年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。このため、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、第18期（2016年３月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

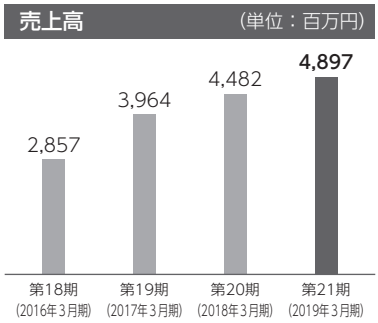

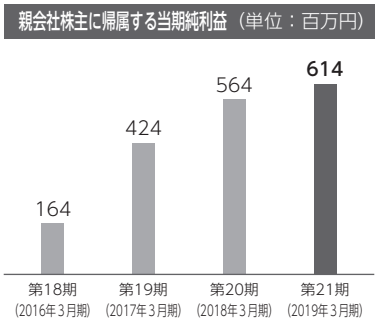

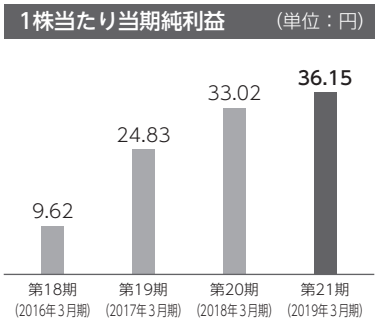

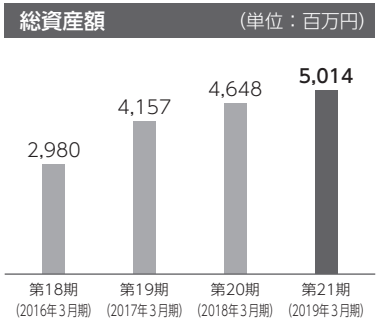

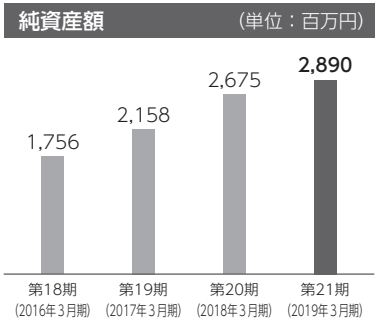

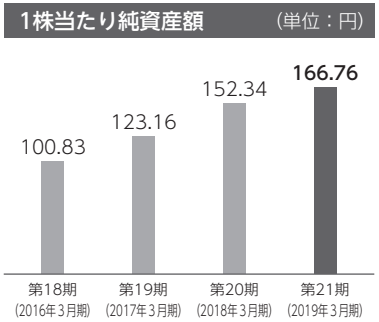

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 18 期 (2016年３月期)	第 19 期 (2017年３月期)	第 20 期 (2018年３月期)	第 21 期 (当事業年度) (2019年３月期)
売　　上　　高 (百万円)	2,879	3,979	4,492	4,911
当 期 純 利 益 (百万円)	137	419	561	610
１株当たり当期純利益　(円)	8.04	24.58	32.82	35.91
総　資　産　額 (百万円)	2,968	4,138	4,628	4,990
純　資　産　額 (百万円)	1,741	2,139	2,653	2,863
１株当たり純資産額　(円)	99.93	122.01	151.01	165.17

(注) 当社は2017年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。このため、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、第18期（2016年３月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ＡＲＭ総合研究所	10百万円	100.0%	メンタリティマネジメント事業

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、「人々が『安心して働ける環境』と企業の『活力ある個と組織』を共に創る」を企業理念としております。この企業理念の実現を目指し、2018年８月にスタートした中期経営計画（14頁及び15頁の⑸中期経営計画をご参照ください）の下、既存事業の周辺領域における新たなビジネスの構築を図ることにより、“健康経営・人材開発・両立支援プラットフォームの確立”を推進してまいります。また、予測されるビジネスチャンスの拡大に積極的に取り組むとともに、経営環境の変化に機敏に対応すべく、経営管理体制の向上を図りつつ、以下の諸施策を実施してまいります。

第一に、当社の中核事業であるメンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業については、積極的に投資を行い、競合他社との差別化をより一段と強めるとともに、シェア拡大に取り組んでまいります。

第二に、業務提携やＭ＆Ａを積極的に行い、既存事業の強化を図るとともに、その周辺分野への展開を図ります。また、既存事業とシナジーの高い事業の拡大や新規サービスの事業化の確立も積極的に行います。

第三に、事業の拡大を支えるための経営管理体制及び適切な事業運営を支えるための内部統制体制を整備するとともに、事業運営を担うマネジメント層の育成を図ります。

各事業の当面の重点取組課題は以下のとおりです。

① メンタリティマネジメント事業

主にメンタル不調による就業不能発生の予防や職場の高ストレス者に対応するためのメンタルヘルスケアにとどまらず、組織や個人に対して生産性向上の観点からポジティブサイドのアプローチも行う事業として推進しております。労働安全衛生法の一部改正を契機として新規参入企業が増加する中、市場のニーズに対応した新商品を適時に投入し、競合他社との差別性を確保しつつ、シェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。

１）企業のストレスチェック義務化への対応

法制化にフルラインアップで対応するアドバンテッジタフネスシリーズの安定的運用を図るとともに、顧客要望等を踏まえた上で、提供するサービスのクオリティ向上に取り組んでまいります。

２）大企業マーケットの顧客基盤拡大

一定の規模以上の顧客に対して、外部チャネルの積極的な活用やセミナーの開催をはじめとしたマーケティング活動等の様々な手段により継続的にアプローチを行い、積極的な営業展開を図ってまいります。

3）ミドルマーケットの開拓

中堅企業に対して、多様な商品・サービスを個々のニーズに応じて提案し、ミドルマーケットにおける新規顧客開拓を推進してまいります。

4）地方マーケットの開拓

地方拠点の営業リソースや販売チャネルを活用し、地方の新規顧客開拓を積極的に推進してまいります。

5）効率的なオペレーション体制の構築

導入企業数、対象従業員数の拡大に伴う課題として、業界トップレベルの品質である商品・サービスを安定供給するためにも、オペレーション体制の更なる効率化に取り組んでまいります。

② 就業障がい者支援事業

就業障がい者支援事業で展開しているサービスについては、競合他社との差別化を意識した開発を行っておりますが、競争が激しくなる市場において、優位性を確保しつつシェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。

1）ＧＬＴＤ販売

イ．新規顧客の獲得の強化

一定の規模以上の顧客に対して、ＧＬＴＤに注力しているパートナー企業との連携や積極的なマーケティング活動等、様々な手段によりアプローチを行います。第４類団体（共通目的をもつ者により組織される会員団体）への本格展開等、より一層の新規顧客の獲得活動に取り組んでまいります。

ロ．ミドルマーケット参入のための基盤づくり

ミドルマーケット参入のため、同マーケット向けの商品開発、中堅企業との取引に業務基盤を有する企業との提携に取り組んでまいります。

ハ．新たな優位性の確立

ＧＬＴＤの普及が進むことによって、これまでの実績や知見・ノウハウ面での優位性が相対的に低下していくことが考えられるため、新たな優位性の確立に取り組んでまいります。

2）既存サービスの高度化

付帯サービスとして提供していた企業担当者及び休職者双方に対するサポートサービスについて、システムを刷新してサポート範囲及びサービスラインアップの拡充を図り、よりメリットのあるサービス開発及び提供を行ってまいります。

③ リスクファイナンシング事業

当該事業は成熟したマーケットを対象としております。また、当事業では職域等のチャネルを通じて主に個人に対してサービス提供も行っており、適切な募集体制の構築に取り組むことや提供するサービス及びオペレーション体制を適宜見直すこと等により、効率的な業務運営を行うことが重要な課題と考えております。

⑸ 中期経営計画

当社は、2018年８月に「中期経営計画2020」（2018年度～2020年度）を策定いたしました。既存事業で培ってきた強みを活かして周辺領域へのビジネス拡大を推進することを基本方針とし、メンタリティマネジメント事業においては、健康経営・人材開発支援事業のプラットフォームを確立し、また、就業障がい者支援事業においては、仕事と疾病・育児・介護等との両立支援事業のプラットフォームを確立することにより、企業の生産性向上を実現するとともに人々が安心して働ける環境を整備することを経営ビジョンとした事業活動を展開しております。

中期経営計画2020 骨子

企業の生産性向上を実現し、未来基準の元気をもたらす

“健康経営・人材開発・両立支援プラットフォームの確立"

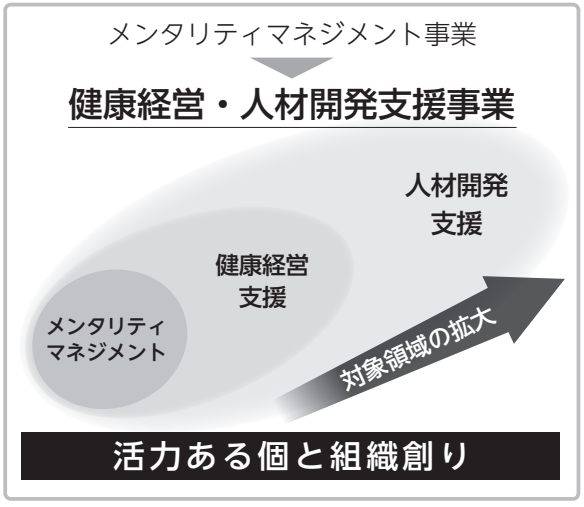



中期経営計画2020 数値目標

売上高及び経常利益ともに2017年度の約２倍を目指す

	2017年度 実績	2018年度 実績	2020年度 目標
売上高	**44億円**	**48億円**	**70～80億円**
メンタリティマネジメント事業	32億円	36億円	52～60億円
就業障がい者支援事業	8億円	9億円	15～17億円
リスクファイナンシング事業	3億円	3億円	3億円
営業利益	**8億円**	**9億円**	**13～17億円**
経常利益	**8億円**	**9億円**	**13～17億円**
親会社株主に帰属する当期純利益	**5億円**	**6億円**	**8～11億円**

従来、メンタリティマネジメント事業におきましては、主にストレスチェック義務化対応商品「アドバンテッジタフネスシリーズ」の提供を通じて企業のメンタルヘルス対策を支援し、高ストレス者対応や職場環境改善のほか、ＥＱ（感情知能）やエンゲージメント向上による組織活性化を図るための商品及びサービスを提供してまいりました。今後は、企業の健康経営及び人材開発への取り組みを支援する分野に事業領域を拡大いたします。具体的には、当社に蓄積されたストレスチェックデータのビッグデータとしての活用を図り、健診データとのクロス分析、ＨＲ（人材）データとの融合等をベースとした新たな商品開発及びサービス提供を順次行ってまいります。

また、就業障がい者支援事業におきましては、同事業を両立支援事業として展開することを目指し、疾病に加えて、育児、介護等、仕事と仕事を続ける上で支障となる様々な課題との両立を支援する商品及びサービスを提供できるよう、事業領域を拡大いたします。具体的には、これまで提供してまいりましたＧＬＴＤ（団体長期障害所得補償保険）を活用した長期就業不能時の経済的支援に加えて、企業による「適切かつ効果的な休職者管理」と休業者の「円滑な復職とその後の両立」をサポートするＩＴ技術を活用したサービスの付加、課題を抱えながら働く人の就労を支える環境創りのサービス化等を推進してまいります。

⑹ **主要な事業内容**（2019年３月31日現在）

事業内容	主要商品・サービス
メンタリティマネジメント事業	企業向けメンタルヘルス対策プログラムの提案・運用、ＥＱ（感情知能）理論を基にした検査、研修プログラムの提案・運用
就業障がい者支援事業	ＧＬＴＤの代理店業、就業障がい者復職支援
リスクファイナンシング事業	個人・法人向け損害保険、生命保険の代理店業

⑺ **主要な営業所**（2019年３月31日現在）

当社	本社　　：東京都目黒区 大阪支店　：大阪市北区 名古屋支店：名古屋市中区 札幌営業所：札幌市北区 仙台営業所：仙台市青葉区 広島営業所：広島市中区 福岡営業所：福岡市博多区
株式会社ＡＲＭ総合研究所	本社：東京都目黒区

⑻ **使用人の状況**（2019年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業内容	使用人数	前連結会計年度末比増減
メンタリティマネジメント事業	173 (26)名	19名増（３名減）
就業障がい者支援事業	57 (３)名	７名増（１名増）
リスクファイナンシング事業	5 (１)名	-（１名増）
全社（共通）	45 (２)名	３名減（１名減）
合計	280 (32)名	23名増（２名減）

（注）１．使用人数は、連結会社外から当連結会社への出向者を含んでおります。
２．使用人数は、就業員数であり、パート及び人材会社からの派遣社員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
３．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
273 (32)名	22名増（２名減）	37.1歳	5.0年

（注）１．使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
２．使用人数は、就業員数であり、パート及び人材会社からの派遣社員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑼ **主要な借入先及び借入額**（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	50百万円
株式会社みずほ銀行	50百万円
株式会社三井住友銀行	50百万円
株式会社第四銀行	20百万円

⑽ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2019年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　36,500,000株

② 発行済株式の総数　　17,234,600株（自己株式300,530株を含む）

③ 株主数　　3,315名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
鳥越慎二	4,009,800株	23.7%
笹沼泰助	2,685,700株	15.9%
FOLSOM RICHARD LEE	1,346,300株	8.0%
フォルソム夕起子	1,040,000株	6.1%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	996,400株	5.9%
SIX SIS LTD RESIDENT INDIVIDUAL OF TOKYO	500,000株	3.0%
野村信託銀行株式会社（投信口）	352,000株	2.1%
前波範彦	265,100株	1.6%
住友生命保険相互会社	200,000株	1.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	191,400株	1.1%

（注）１．当社は、自己株式を300,530株所有しておりますが、上記大株主から除外しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要事項

当社は、資本効率の向上等を図るため、取締役会決議に基づき、当期において、当社普通株式300,000株を315百万円で取得いたしました。

ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は80,400株増加しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年３月31日現在）

第６回新株予約権（2017年８月７日開催の取締役会決議による新株予約権）

１）新株予約権の数
671個（新株予約権１個につき100株）

２）新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 67,100株

３）新株予約権の払込金額
無償

４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり　142,900円（１株当たり　1,429円）

５）新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
１個当たり　109,600円

６）新株予約権を行使することができる期間
2019年８月８日から2027年８月７日まで

７）新株予約権の行使の条件
・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができません。
・その他の条件については、株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。

８）当社役員の保有状況（2019年３月31日現在）

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 （うち社外取締役）	671個 (-)	67,100株 (-)	1名 (-)
監査役 （うち社外監査役）	- (-)	- (-)	- (-)

② 当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等（2019年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鳥越　慎二	社長執行役員　管理本部管掌、内部監査部担当 株式会社ＡＲＭ総合研究所代表取締役社長
取締役	森　光威文	常務執行役員　経営戦略本部管掌、メンタルヘルスケア部門管掌
取締役	余田拓郎	慶応義塾大学大学院経営管理研究科教授
取締役	江幡真史	－
取締役	寺原真希子	弁護士法人東京表参道法律事務所共同パートナー
常勤監査役	堀越　直	－
監査役	縫田駿一	－
監査役	林　隆夫	－

（注）１．取締役寺原真希子氏は、2018年６月22日付をもって、新たに就任いたしました。
２．取締役余田拓郎氏、取締役江幡真史氏及び取締役寺原真希子氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
３．常勤監査役堀越　直氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
４．監査役林　隆夫氏は、社外監査役であります。
５．常勤監査役堀越　直氏、監査役縫田駿一氏及び監査役林　隆夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役堀越　直氏は、株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）に1973年４月から2005年３月まで在籍し、通算32年にわたる銀行業務を通じて決算手続並びに財務諸表等に精通しております。
・監査役縫田駿一氏は、株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）に1968年４月から1998年５月まで在籍し、通算31年にわたる銀行業務を通じ、さらに1998年６月から2003年８月まで株式会社長栄の代表取締役社長、株式会社長栄アドバンテッジの取締役副会長を歴任し、決算手続並びに財務諸表等に精通しております。
・監査役林　隆夫氏は、日本軽金属株式会社及びそのグループ企業に1962年４月から2005年６月まで在籍し、その間1979年６月から1999年４月までの間、通算11年にわたり同社監査室長を務めたほか、日本ナショナル製罐株式会社をはじめとして同社グループ企業４社の監査役を通算７年務めており、決算手続並びに財務諸表等に精通しております。
６．神谷　学氏及び山本麻理氏は、2018年６月22日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
７．当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。社外取締役以外の取締役２名は執行役員を兼務しております。また、取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は４名おり、廣瀬光紀、江原　徹、住田健介及び安原信之の各氏で構成されております。
８．法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、2017年６月23日開催の第19回定時株主総会において補欠の監査役として紅林優光氏（紅林公認会計士事務所代表）が選任されております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

当期における報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （3）	93百万円 （16）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2）	17百万円 （13）
合計 （うち社外役員）	10名 （5）	110百万円 （29）

（注）1．上記には、2018年６月22日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。

2．取締役の報酬等の額は、2017年６月23日開催の第19回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と決議いただいております。

3．監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第８回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

4．上記報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

1）当期における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	余田拓郎	当期に開催された取締役会20回のうち19回に出席し、主に経営学の研究及び大学教授としての専門的見地から、当社の経営に関して適宜意見を述べております。
取締役	江幡真史	当期に開催された取締役会20回すべてに出席し、豊富な経営者経験及び幅広い見識から、当社のコーポレート・ガバナンス等の向上について積極的に発言を行っております。
取締役	寺原真希子	就任後に開催された取締役会15回すべてに出席し、主に弁護士としての企業法務に関する専門的見地から、当社の経営に関して適宜意見を述べております。
常勤監査役	堀越直	当期に開催された取締役会20回すべてに出席し、主に法的、財務的及び税務的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言及び提言を行っております。また、当期に開催された監査役会13回すべてに出席し、当社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスについて適宜、必要な発言を行っております。
監査役	林隆夫	当期に開催された取締役会20回すべてに出席し、主に法的、財務的及び税務的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言及び提言を行っております。また、当期に開催された監査役会13回すべてに出席し、当社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスについて適宜、必要な発言を行っております。

（注）取締役寺原真希子氏については、2018年６月22日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定される最低責任限度額としております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　払　額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項及び第２項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、2015年５月21日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備に関する基本方針（内部統制システムに関する基本方針）を一部改正する決議をいたしました。改正後の内部統制システムに関する基本方針の内容は、以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社（以下「ＡＲＭグループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

１）ＡＲＭグループの取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。ＡＲＭグループにおける企業倫理は、企業理念、経営方針及び行動指針等に定める。

２）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役及び使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。

３）内部通報制度の利用を促進し、ＡＲＭグループにおける法令違反、企業倫理に反する行為又はその恐れのある事実の早期発見、対策及び再発防止に努める。

４）取締役会は、定期的に取締役から職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。

５）反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

６）内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するものとする。被監査部門は、是正及び改善の必要があるときには、速やかに対策を講ずる。

７）上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

１）取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書の保管については文書保管部署を定め、関連資料と共に適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存・管理することとする。

２）取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

③ ＡＲＭグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

１）経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。

2）経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うとともに全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講ずる。
3）経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針及びリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
4）上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。

④　ＡＲＭグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1）取締役会は、取締役会が定める経営機構及び職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。
2）取締役会は、ＡＲＭグループの効率的な事業運営と経営の監視・監督体制の整備を行う。
3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
4）グループ全体の事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一及び事業部における重要な意思決定を機動的に行うため、グループ全体の適切な会議体を設置し、開催する。
5）連結ベースの事業計画に基づき、グループ全体の予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
6）グループ全体の経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

⑤　ＡＲＭグループにおける業務の適正を確保するための体制
1）ＡＲＭグループ各社は、ＡＲＭグループの企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
2）ＡＲＭグループに属する会社間の取引は、関係法令・企業会計原則その他の社会規範に照らし適切に行う。
3）ＡＲＭグループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、グループ各社の経営管理に関する規程を定め、これに基づいて子会社管理を行うものとする。また、子会社の営業状況の進捗を管理するとともに、当社グループ全体として機動的な意思決定と戦略の調整を行うため、定期的なレビューを行う。
4）ＡＲＭグループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に

重要な事項については当社での審議及び取締役会への付議を行う。

5）内部監査部門は、ＡＲＭグループ各社の法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施又は統括し、ＡＲＭグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

6）ＡＲＭグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

7）ＡＲＭグループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1）実効的な監査役監査を行うためにその職務を補助する人員、組織の設置を監査役から要請された場合には、監査役との協議により定めるものとする。

2）監査役の職務を補助する使用人の人事については監査役会の同意を得る。また、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従う。

⑦ ＡＲＭグループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

1）ＡＲＭグループ各社の取締役社長は、当社の監査役に対し取締役会等重要な会議への出席の機会を提供する。

2）ＡＲＭグループ各社の取締役及び使用人等は、当社の監査役に対し事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。

3）取締役及び使用人は、法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）ＡＲＭグループ各社の取締役社長は定期的に当社の監査役と情報交換を行う。

2）ＡＲＭグループの取締役及び使用人等は、当社の監査役の求めに応じ、職務執行状況を当社の監査役に報告し、その職務に係る資料を開示する。

3）ＡＲＭグループの取締役は、上記のほか、当社の監査役の監査が実効的に行われるよう協力する。

⑨　上記⑦を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行ったＡＲＭグループの取締役及び使用人等は、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることはない。

⑩　監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。

⑹　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ＡＲＭグループでは、上記方針に基づいて、内部統制システムの適切な構築と運用に努めております。当期における運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役の職務執行

社外取締役３名を含む取締役５名は、原則月１回開催される定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会（当期は定時取締役会12回、臨時取締役会８回開催）に出席し、経営に関する重要事項の審議及び決定並びに取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会において、担当取締役は管掌する事業部門の月次ベースの業績及び活動のほか、「中期経営計画2020」の進捗等の状況について報告を行い、社外取締役は独立した客観的な立場から意見を述べ、取締役の業務執行に対して積極的に提言を行っております。

②　監査役の職務執行

社外監査役２名を含む監査役３名は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役会、その他必要に応じ重要な会議に出席し、ＡＲＭグループの経営状況を監視するとともに、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行うこと等により、監査の実効性の向上を図っております。

③　コンプライアンス体制

ＡＲＭグループの取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、企業理念、経営方針及び行動基準等に定められた企業倫理に基づき誠実に行動することが求められており、経営管理部において社内のコンプライアンス状況をチェックしております。また、コンプライアンスに抵触する事案の社内通報制度として、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置しており、事案の早期把握と速やかな対応を図るように努めるとともに、「コンプライアンス管理規程」を定め、内部通報者の保護に十分配慮した運用体制を構築しております。

④　子会社管理

ＡＲＭグループでは、子会社の経営及び業務執行状況等について、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、事案の重要度に応じて、当社が承認を行い、あるいは報告を受けることにより、子会社の経営及び業務の適正性を確保しております。

⑤　内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備及び運用状況を検証・評価するために、業務執行ラインから独立した取締役社長直結の組織として内部監査部門を設置しております。内部監査部門は、ＡＲＭグループの財務報告に係る内部統制評価及び情報セキュリティ・個人情報保護に関する内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告しております。また、監査役及び会計監査人との連携を図ることにより、監査の効率的な実施に努めております。

⑥　反社会的勢力排除に関する取り組み

当社では、「反社会的勢力への対応方針」を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求に対する法的対応、裏取引や資金的提供の禁止等を徹底しております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに担当部署に報告し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、組織全体として対応する体制を構築しております。

⑺　資本政策（利益配分に関する方針）

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要事項の一つとして位置付けております。このような観点から、当社を取り巻く経営環境や以下の配当方針によって剰余金の配当等を決定することとしております。

配当につきましては、各期の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案した上で、連結配当性向25～30%程度を念頭に安定的・継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発などに活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、１株につき金10円とさせていただきたいと存じます。

連結貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**3,898,969**	**流動負債**	**2,055,647**
現金及び預金	2,625,776	短期借入金	170,000
売掛金	704,789	未払法人税等	217,072
保険代理店勘定	447,463	前受収益	686,806
その他	120,940	保険料預り金	447,463
固定資産	**1,115,951**	賞与引当金	178,123
有形固定資産	**244,230**	その他	356,180
建物附属設備	183,163	**固定負債**	**69,083**
工具器具備品	61,066	資産除去債務	69,083
無形固定資産	**615,146**	**負債合計**	**2,124,731**
のれん	198,714	**純資産の部**	
ソフトウエア	356,456	**株主資本**	**2,823,986**
ソフトウエア仮勘定	55,972	資本金	347,245
契約関連無形資産	1,672	資本剰余金	298,835
その他	2,330	利益剰余金	2,493,802
投資その他の資産	**256,574**	自己株式	△315,896
投資有価証券	2,806	**新株予約権**	**66,203**
敷金保証金	152,294	**純資産合計**	**2,890,190**
繰延税金資産	89,682		
その他	11,790		
資産合計	**5,014,921**	**負債純資産合計**	**5,014,921**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

［ 2018年４月１日から
2019年３月31日まで ］

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,897,563**
売上原価		**1,007,885**
売上総利益		**3,889,677**
販売費及び一般管理費		2,961,234
営業利益		**928,442**
営業外収益		
受取配当金	75	
未払配当金除斥益	153	
その他	124	353
営業外費用		
支払利息	953	
支払手数料	1,251	2,205
経常利益		**926,590**
税金等調整前当期純利益		**926,590**
法人税、住民税及び事業税	324,827	
法人税等調整額	△13,091	311,736
当期純利益		**614,854**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**614,854**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**3,861,862**	**流動負債**	**2,058,318**
現金及び預金	2,584,195	短期借入金	170,000
売掛金	704,789	未払金	175,163
保険代理店勘定	447,463	未払費用	87,538
仕掛品	26,502	未払法人税等	216,007
貯蔵品	14,070	未払消費税等	68,945
前払費用	58,815	前受収益	686,806
未収入金	21,567	預り金	29,463
その他	4,456	保険料預り金	447,463
固定資産	**1,128,685**	賞与引当金	176,135
有形固定資産	**244,230**	その他	794
建物附属設備	183,163	**固定負債**	**69,083**
工具器具備品	61,066	資産除去債務	69,083
無形固定資産	**615,146**	**負債合計**	**2,127,402**
のれん	198,714	**純資産の部**	
商標権	815	**株主資本**	**2,796,941**
ソフトウエア	356,456	**資本金**	**347,245**
ソフトウエア仮勘定	55,972	**資本剰余金**	**308,744**
契約関連無形資産	1,672	資本準備金	308,744
その他	1,514	**利益剰余金**	**2,456,848**
投資その他の資産	**269,308**	その他利益剰余金	2,456,848
投資有価証券	2,806	繰越利益剰余金	2,456,848
関係会社株式	13,586	**自己株式**	**△315,896**
敷金保証金	152,294	**新株予約権**	**66,203**
長期前払費用	11,780	**純資産合計**	**2,863,144**
繰延税金資産	88,830		
その他	10		
資産合計	**4,990,547**	**負債純資産合計**	**4,990,547**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

［ 2018年４月１日から
　2019年３月31日まで ］

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,911,423**
売上原価		**1,007,885**
売上総利益		**3,903,537**
販売費及び一般管理費		2,980,541
営業利益		**922,995**
営業外収益		
受取配当金	75	
未払配当金除斥益	153	
その他	124	352
営業外費用		
支払利息	953	
支払手数料	1,251	2,205
経常利益		**921,143**
税引前当期純利益		**921,143**
法人税、住民税及び事業税	323,358	
法人税等調整額	△12,945	310,412
当期純利益		**610,730**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月20日

株式会社　アドバンテッジリスクマネジメント
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　野　英　樹　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　井　宏　明　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンテッジリスクマネジメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月20日

株式会社　アドバンテッジリスクマネジメント
　取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　野　英　樹　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　井　宏　明　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2018年４月１日から2019年３月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月22日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　堀　越　　直　㊞

監　　査　　役　縫　田　駿　一　㊞

監査役(社外監査役)　林　　隆　夫　㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

企業に未来基準の元気を!

来るべき世界で活躍するのは、どんな企業でしょうか?
うつや、それに伴う休職の経済的不安など、働き方においてさまざまな課題が生まれています。
フィジカル面だけでなく、これらメンタル面での課題も解決し、
健康経営をきちんと実現できる企業こそが、大きな成果を上げられると私たちは考えています。
そのために——
こころの健康にかかわる専門家を社内に多数抱え、科学的根拠に基づく
独自の改善プログラムをいち早く市場に導入。多くの企業に提供してきました。

社員の健やかなこころが、企業の元気、すなわち生産性の向上に結びつく。

これは、私たちが過去の実績から得た揺るぎない事実。
そして、未来の世界で活躍する企業の基準になると断言します。

企業に未来基準の元気を!

私たちは、人々が「安心して働ける環境」と企業の「活力ある個と組織」を
皆様と共に創り出します。

従業員みんなの元気で 明日の企業を強くする。

メンタルヘルスケア事業



- ストレスチェック義務化対応
  メンタルサポートプログラム
  「アドバンテッジ タフネス」
  (ストレスチェック・医師面接・カウンセリング・組織診断 など)
- メンタルヘルス研修プログラム
- 産業医サービス　など

こころのスキルを育成し 明日の企業を強くする。

採用・EQソリューション事業



- 適性検査「アドバンテッジ インサイト」
- 新入社員／若手／新任管理職向け
  EQ(感情マネジメント力)向上研修　など

安心して働ける喜びが 明日の企業を強くする。

就業障がい者支援事業



- GLTD(団体長期障害所得補償保険)
- 休業者管理サービス
  「H-ARM-ONY(ハーモニー)」　など

株主総会会場ご案内図

会場　八芳園　本館２階「サンライト」
東京都港区白金台一丁目１番１号　　TEL　03-3443-3111

交通　東京メトロ南北線／都営地下鉄三田線　白金台駅下車　**２番出口**より徒歩１分



株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。